

# 連絡運輸規則

## 目 次

第1章	総 則	
第1条	適用範囲	1
第2条	用語の意義	1
第3条	削 除	1
第2章	削 除	
第4条	削 除	1
第5条	削 除	1
第6条	削 除	1
第7条	削 除	1
第3章	定期旅客運賃の割引	
第8条	割引の適用	1
第9条	削 除	1
第9条の2	割引する旅客運賃の種類等	1
第10条	削 除	1
第11条	定期旅客運賃	1
第12条	定期乗車券の有効期間	2
第13条	定期旅客運賃の払戻し	2
第4章	連絡定期乗車券	
第14条	連絡定期乗車券の発売	2
第15条	連絡定期乗車券の種類、区分及び有効期間	2
第16条	連絡定期乗車券の運賃	2
第17条	連絡定期乗車券の様式	2
第18条	連絡定期乗車券の払戻し	2



## 連絡運輸規則

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規則は、広島高速交通株式会社（以下「会社」といいます。）の経営する会社線と西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」といいます。）の経営する鉄道（以下「旅客会社線」といいます。）を乗り継ぐ場合の連絡運輸（以下「連絡運輸」といいます。）、または第8条に規定するバス会社のバスを乗り継ぐ場合の旅客運賃の割引（以下「乗継割引」といいます。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとします。

2 この規則に定めていない事項については、会社の旅客営業規則（以下「営業規則」といいます。）、会社のIC乗車券取扱規則（以下「IC乗車券規則」といいます。）及び会社のICカード乗車券取扱規則（以下「ICカード規則」といいます。）の定めによります。

3 連絡運輸における、旅客会社線の運送等の取扱いについては、JR西日本の定めるところによります。

4 会社線と旅客会社線を乗り継ぐ場合の連絡運輸を行う接続駅、区間及び乗車券種別は、次のとおりとします。

接続駅	区間		乗車券種別
	会社線	旅客会社線	
新白島または大町	各駅	山陽本線：三原・岩国間各駅 呉線：海田市・広間各駅 可部線：各駅 芸備線：広島・狩留家間各駅	定期乗車券

5 前項の規定にかかわらず、会社線内を通過するものは本規則に定める連絡運輸には含みません。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義については、営業規則第3条、IC乗車券規則第3条及びICカード規則第3条の規定によります。

第3条 削除

### 第2章 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

### 第3章 定期旅客運賃の割引

(割引の適用)

第8条 大町・大塚間各駅で、定期乗車券を利用して、次に掲げる会社のバスと会社線とを乗り継ぐ場合に適用します。

広島交通株式会社

株式会社フォーブル

2 前項の適用を受けようとする旅客は、会社線の定期乗車券と乗継バスの定期乗車券を同時に購入しなければなりません。

第9条 削除

(割引する旅客運賃の種類等)

第9条の2 第8条の規定により割引する旅客運賃は定期旅客運賃とし、対象旅客は大人、小児、特定割引適用旅客とします。

第10条 削除

(定期旅客運賃)

第11条 会社線の割引定期旅客運賃は、対象となる旅客の種別に応じて、大人、小児、特定割引適用者のそ

それぞれの所定運賃を1割引したものを端数計算した額とします。

2 乗継バスの割引定期旅客運賃は、別に定めるところによります。

(定期乗車券の有効期間)

第12条 割引の定期乗車券の有効期間は、次のとおりとします。

通勤定期乗車券 1か月、3か月、6か月

学生定期乗車券 1か月、2か月、3か月、6か月、

1か月と端数日、2か月と端数日、3か月と端数日

2 削除

(定期旅客運賃の払戻し)

第13条 乗継割引の定期旅客運賃の払戻しは、会社線の定期乗車券及び乗継バスの定期乗車券を共に提出して請求するときに限り取り扱います。

2 前項に規定する定期旅客運賃の払戻しは、会社の定期券発売窓口で取り扱います。

#### 第4章 連絡定期乗車券

(連絡定期乗車券の発売)

第14条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、連絡運輸に係る定期乗車券（以下「連絡定期乗車券」といいます。）を発売します。ただし、発売はJR西日本の定める箇所でのみ行い、会社では発売しません。

(1) 第1条に定める会社線と旅客会社線の間を乗車する場合

(2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

(連絡定期乗車券の種類、区分及び有効期間)

第15条 連絡定期乗車券の種類、区分及び有効期間は、次のとおりとします。

種類	区分	有効期間
(1) 通勤定期乗車券	大人、小児	1か月、3か月、6か月
(2) 通学定期乗車券	大人、小児	1か月、3か月、6か月

2 前項の規定にかかわらず、会社の営業規則に定める特定割引となる定期乗車券は、連絡定期乗車券では発売しません。

(連絡定期乗車券の運賃)

第16条 連絡定期乗車券の運賃は、次の各号に定める定期旅客運賃を合算した額とします。

(1) 会社線 営業規則に定める定期旅客運賃

(2) 旅客会社線 JR西日本の定める定期旅客運賃

(連絡定期乗車券の様式)

第17条 連絡定期乗車券の様式は、JR西日本の定めるところによります。

(連絡定期乗車券の払戻し)

第18条 連絡定期乗車券の払戻しは、使用開始前及び使用開始後を問わず、JR西日本の定める規定及び箇所にて取り扱います。

附 則

この規則は、2024年 6月 1日から改正施行する。

1994年 8月20日制定 2009年 3月 2日改正

1995年10月18日改正 2009年 8月 8日改正

1997年 9月 1日改正 2016年 2月 1日改正

1998年 4月 1日改正 2018年 3月21日改正

2000年 3月20日改正 2018年 4月 1日改正

2002年 3月21日改正 2020年10月 1日改正

2003年 5月13日改正

2003年 8月20日改正

(終)